

新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針（7/17版、10/2一部改訂）〈抜粋〉

～ With コロナ・Post コロナのニュー・ノーマルに向けた出口戦略 ～

【1】本学の基本方針：

- ① 全ての教職員・学生が、新型コロナウイルス感染症発生以前とは求められる社会規範が異なることを理解し、それぞれができる範囲で、それに合致した行動を徹底する。
- ② 本学は、学生と教職員の生命と健康を守りつつ、大学として必要なアウトカムの達成に向けて努力する。
- ③ 学生の環境や経済状況によらず、当初想定された期間での修了をできる限り担保する。
- ④ 研究活動についても、学生や教職員、他者の健康と感染拡大防止に最大限配慮して実施する。

【2】各レベルの対応方針の骨子と期待する移行時期

国内外の感染拡大状況に応じて本学のとる対応を適時かつ適切に変化させていくため、7段階のレベルを設定する。各レベルにおける対応方針のうち、学生の教育等に関する部分の骨子と当該レベルへ移行するために必要な環境、本学が期待する移行時期は、2～3ページの表※の通りである。

- ※ <レベル4>～<レベル2.5+>までは省略してある。これらの対応方針の骨子については、これまでの通知を参照されたい。

対応水準は緩和の方向（レベルの数値が低下する方向）に変更される場合も、強化の方向（数値が上昇する方向）に変更される場合もある。対応が強化される場合に備えて、常に準備をしておく。

- 2～3ページの表に示される対応水準では、「新しい生活様式」の実践、相応しい研究室等の環境整備、個々人の健康管理が徹底されることを前提としている。新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりニュー・ノーマルにおける通常状態である<レベル1>の対応水準となったとしても、大学における教育・研究・業務運営状態は新型コロナウイルス感染症発生以前と同じではないことを認識しておく。
- 「期待する移行時期」は本学の学事暦等から移行が望まれる時期であり、実際の時期は感染拡大状況等に基づき決定する。2～3ページの表に記された時期と異なる結果となる場合があり得ることを理解いただきたい。

【3】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用のお願い

陽性者との接触状況を的確に把握し、早急かつ局所的に対応が可能となるよう、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（通称COCOA）の利用を強く推奨する。

厚労省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」

COVID-19 Contact-Confirming Application」サイト URL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

レベル 2.5-以降の対応方針推移計画（7/17 版の骨子・参考、10/2 一部改訂）：網掛け部分は今後改訂される可能性がある

対応水準	<レベル 2.5->	<レベル 2+>	<レベル 2->	<レベル 1>
期待する時期	～8月16日	8月17日～9月8日	9月9日～12月下旬	R3/1月上旬～
当該対応水準に移行するために必要な環境	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式の実践 人と人の間隔、換気、手洗い・消毒等の研究室・事務室・講義室等環境の整備 教職員・学生の出校管理と健康状態確認 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用推奨をアナウンス 	<ul style="list-style-type: none"> <レベル 2.5->に加えて、 研究分野ごとに、望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の好事例を共有 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用の推奨と接触が確認された者への対応の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式の実践 人と人の間隔、換気、手洗い・消毒等の研究室・事務室・講義室等環境の整備 食事は個別に取る、同室で複数人が食事をする場合には、向かい合わせにならないようにし、会話をせず、できるだけ2mの距離を保つなどの感染防止の徹底 研究分野の特質に合致した望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の徹底と相互確認 出校・行動履歴の確実な記録と保存 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用の推奨と接触が確認された者への対応の徹底 	
授業等	<ul style="list-style-type: none"> 2Q 終了まで授業は全てオンライン 8月11日から夏期期間のオンライン授業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 8月19日から、オンライン授業に加えて、一部科目（実験・実習・グループワーク等）を感染拡大防止に配慮した環境において対面で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 3Q 開始までの期間に、オンライン授業に加えて、一部科目（実験・実習・グループワーク等）を感染拡大防止に配慮した環境において対面で実施 3Q 以降の授業は、時差通学、講義室内の学生の間隔確保の必要性から、講義室における対面、講義室等へのオンライン配信、自宅等でのオンライン受講を組み合わせる実施 研究室所属学生等の行う研究打ち合わせ、ゼミ等はオンラインで実施、文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施（教育上有効であると判断されるゼミ等は対面で実施可） 	<ul style="list-style-type: none"> 3Q 以降の授業は、時差通学、講義室内の学生の間隔確保の必要性から、講義室における対面、講義室等へのオンライン配信、自宅等でのオンライン受講を組み合わせる実施 授業時間割や実施方針は既発のガイドラインに従う
学生の登校	<ul style="list-style-type: none"> 研究室所属学生等を除く学生の登校は原則禁止 研究室所属学生等は、出校必須研究のスキームに基づき本人の同意と健康状態を確認の上、週平均2日相当まで登校して実験等を実施（<レベル 2+> 相当の環境が準備できた研究室等から、週3日相当までの登校を認める） 外務省感染症危険情報レベル2以上の国・地域からの留学生等の受入は延期 	<ul style="list-style-type: none"> 実験・実習・グループワーク等の対面実施科目を受講する学生は登校 研究室所属学生等は、出校必須研究のスキームに基づき本人の同意と健康状態を確認の上、週平均3日相当まで登校して実験等を実施 外務省感染症危険情報レベルによらず国が入国を認める場合は、留学生等を受け入れるが、14日間の健康確認期間後に登校 	<ul style="list-style-type: none"> 実験・実習・グループワーク等、ならびに3Q 以降の対面実施科目、講義室配信科目を受講する学生、学内施設を利用する学生は登校 研究分野の特質に合致した望ましい環境、感染防止対策の徹底と相互確認を前提に、研究室所属学生等は、通常の80%程度の頻度で登校して授業受講・研究等を実施 登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど、記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと 出校必須研究スキームは廃止 留学生等の受入は<レベル 2+>と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 時差通学・学生間の間隔確保等の必要性から、オンラインでの授業の受講、打ち合わせ等は在宅での実施を推奨するが、登校は規制しない 留学生等の受入は<レベル 2+>と同様
教員、研究室所属職員・研究員等の出勤	<ul style="list-style-type: none"> 出校必須研究のスキームに基づき本人の同意と健康状態を確認の上、週平均3日相当まで出勤して業務を実施（<レベル 2+> 相当の環境が準備できた研究室等から、週4日相当までの出勤を認める） 研究室所属学生が登校している間は、安全確保のため、指導教員等は出勤 	<ul style="list-style-type: none"> 出校必須研究のスキームに基づき本人の同意と健康状態を確認の上、週平均4日相当まで出勤して業務を実施 研究室所属学生が登校している間は、安全確保のため、指導教員等は出勤 教員が授業実施、講義配信等のために出勤することは認める 	<ul style="list-style-type: none"> 研究分野の特質に合致した望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の徹底と相互確認を前提に、教員、研究室所属職員・研究員等は通常の80%程度の頻度で出勤して業務に当たる 出校必須研究スキームは廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の徹底を前提に、通常通り

	<ul style="list-style-type: none"> •教員が講義配信等のために出勤することは認める 		<ul style="list-style-type: none"> •外国人教員等の入国に関しては、本学との雇用関係の有無、既雇用・新採用にかかわらず、国の方針に従う 	
学外者の来訪	<ul style="list-style-type: none"> •引き続き自粛を要請 •必要不可欠な来訪者受入については、来訪者の意向に十分配慮した上で、首都圏内の機関からの来訪者 3 名以内に限って可 •来訪者への健康管理等のお願いを周知 •訪問者の記録を残すこと •海外からの訪問者は受け入れない 	<ul style="list-style-type: none"> •必要不可欠な来訪者受入については、来訪者の意向に十分配慮した上で、来訪者 10 名程度以内に限って可 •来訪者への健康管理等のお願いを周知 •訪問者の記録を残すこと •海外からの訪問者の受入は国の方針に従う 	<ul style="list-style-type: none"> •必要不可欠な来訪者受入については、来訪者の意向に十分配慮した上で、来訪者数が極端に多い場合を除き、実施可 •来訪者への健康管理等のお願いを周知 •訪問者の記録を残すこと •海外からの訪問者の受入は国の方針に従う 	<ul style="list-style-type: none"> •来訪者数が極端に多い場合を除き、受入可 •訪問者の記録を残すこと •海外からの訪問者の受入は国の方針に沿って判断
事務局業務等	<ul style="list-style-type: none"> •出勤して業務に当たる人員の 4 割減を目指す •学内施設貸出業務は停止 •人事労務の特例的取り扱い等は継続 	<ul style="list-style-type: none"> •出勤して業務に当たることを原則とする •ただし人事労務の特例的取り扱い等は継続する •同時に在宅勤務等の新規規則制定を進める •学内施設貸出業務は引き続き停止 	<ul style="list-style-type: none"> •出勤して業務に当たることを原則とする •ただし人事労務の特例的取り扱い等は継続する •同時に在宅勤務等の新規規則制定を進める •学内施設貸出業務を再開、ただし授業等のための施設利用を優先 	<ul style="list-style-type: none"> •業務を全て再開 •人事労務の特例的取り扱い等は廃止 •業務効率化の観点から（新）在宅勤務等の制度を開始する